

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定
における技術提案説明書（案）

〔大阪市自転車通行環境整備計画の改定に伴う道路空間再配分検討等業務委託〕

1. 業務の名称および概要

1) 業務名称

大阪市自転車通行環境整備計画の改定に伴う道路空間再配分検討等業務委託

2) 業務目的

建設局では、平成28年に「大阪市自転車通行環境整備計画（以下、整備計画）」を策定し、整備を進めており、令和6年度に市内中心部の優先整備路線約65kmの整備が完了予定である。

これまでは、緊急整備として、既設の道路幅員構成を変更せずに車道に矢羽根型路面表示を設置し通行帯を整備してきた。

一方、令和7年以降の整備を進めるために、現在、整備計画の改定（令和7年度末予定）に向けて、別途委託業務にて整備計画の改定業務を行っているところであり、改定予定の計画では「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（令和6年6月改定）（以下、「国ガイドライン」という。）」に準じ、“自転車道”、“自転車専用通行帯”を完成形の整備形態とする予定である。

今後、“自転車道”、“自転車専用通行帯”を整備するためには、既存の道路幅員構成では対応できない場合も多いため、道路空間の再配分も含めた検討が必要となる。

自転車道は、国ガイドラインにおいて、一方通行を基本とされているが、中央大通のような広幅員の道路では、一方通行では自転車利用者の利便性が著しく低下し、地域住民等との合意形成を進めていくため、双方向通行自転車道の検討が必要となっている。また、双方向通行自転車道には、交差点での自転車と歩行者の交錯、交差点隅角部の形状、信号処理など多くの課題があるが、設計基準や指針がない。

したがって、大阪市が指定するモデル整備路線（中央大通）において、社会実験を含めた検討により円滑な交通処理状況の検証を行うこととしている。

本業務は、道路空間の再配分を考慮した設計、双方向通行自転車道の整備に向けた検討及び交通状況調査、交通流シミュレーションを行うものである。

3) 業務内容

本技術提案説明書には主な業務内容のみを記載しているため、詳細は特記仕様書（案）を参照すること。

① 道路空間の再配分を考慮した設計

- ・ 自転車通行空間創出手法の検討及び計画
- ・ 上記検討を踏まえた設計

※なお、対象箇所は以下のとおり

（ア）築港深江線（中央大通：九条2交差点を含む）：約0.4km

（イ）大阪市無電柱化整備計画の対象路線（合計 約11.5km）

（大阪和泉南線（約4.9km）、大阪高槻京都線（約1.5km）、国道176号（約0.8km）、大阪池田線（約1.2km）、大阪中央環状線（約3.1km））

（ウ）裁判所東筋線、鳥居筋線、大阪八尾線、大阪臨海線等：約0.5km（なお、路線の選定については、監督職員により指示を行う。）

※以下の期限までに、上記の路線のうち、以下の路線及び延長の設計を完了すること。

令和7年9月末まで

- 1). 大阪和泉南線（約3.3km）
- 2). 大阪高槻京都線（約0.3km）
- 3). 国道176号（約0.8km）

4). 大阪池田線 (約1.2km)

令和8年3月末まで

1). 大阪和泉泉南線 (約1.3km)

② 双方向通行自転車道の整備に向けた検討

- ・ 双方向通行自転車道の交差点処理に関する検討
- ・ 円滑な交通処理状況検証のための社会実験計画策定

③ その他業務 (交通状況調査、交通流シミュレーション、関係機関協議資料作成等)

4) 技術の提案

本業務においては、次の点について高度な技術的検討が必要となるため、技術提案を受けた上で業務を進めるものとする。

(ア) 道路空間の再配分を考慮した設計

道路空間の再配分は、各路線 (業務内容に記載の対象箇所 (約12km)) の状況に応じて、既設の道路幅員の中で車道、歩道、植樹帯、路上施設などに加え、さらに自転車通行空間を確保するため、それぞれの幅員を総合的に判断する必要がある。

そこで、これらの要素を踏まえた上で、道路空間の再配分を行う際の手順と留意点について述べる。

(イ) 双方向通行自転車道の整備に向けた検討

国ガイドラインにおいて、“自転車道”は一方通行を基本とされているが、本市では中央大通のような広幅員の道路は、双方向通行自転車道を検討している。

広幅員道路における双方向通行自転車道には、いくつかの課題がある。そういった課題の対策について社会実験を通じて有効性を確認することを予定している。

そこで、双方向通行自転車道の課題を挙げて、それを解決するための検討プロセス (社会実験計画策定を含む) について述べる。

5) 業務履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日 ~ 令和9年3月31日

6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

業務内容の項目	成果品	部数
大阪市自転車通行環境整備計画の改定に伴う道路空間再配分検討等業務委託	報告書電子データ一式	①DVD等メディア (PDF及び編集可能なファイル) 2部
	報告書	②A4パイプ式ファイル 2部
	報告書概要版	③A3サイズ 10部

7) その他

本業務の特記仕様書は別添資料のとおりである。

2. 公募資料の交付方法

本市建設局のホームページ上からダウンロードする。 (大阪市HP→組織一覧

→建設局→入札契約情報→業務委託入札→建設局公募型プロポーザル方式発注案件（大阪市自転車通行環境整備計画の改定に伴う道路空間再配分検討等業務委託）

3. 技術提案書の提出者に必要とされる要件

1) 参加表明時において、技術提案書の提出者に必要とされる要件は次のとおりである。

（単体企業に関する条件）

- ① 建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「道路部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする建設コンサルタント登録を証明する書類の写しを添付すること。
- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当していない者。
- ⑥ 業務実施上の条件として、平成26年度以降に、官公庁発注の道路空間の再配分の実績
- ⑦ 業務実施上の条件として、平成26年度以降に、官公庁発注の社会実験計画策定の実績

2) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

① 配置予定技術者の資格

各配置予定技術者は、所属する組織との直接的な雇用関係を有している者であり、それぞれ以下の資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当またはRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

<管理技術者>

本業務では管理技術者を配置することとし、管理技術者は、次の各号にあげる事項にいずれも該当すること。

ア 次の「（ア）～（エ）」のいずれかに該当していること。

- （ア）技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「道路」、または「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- （イ）技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「道路」、または「建設一都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- （ウ）国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。
- （エ）RCCM（「道路部門」、または「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けている者。

- イ 平成26年度以降に元請けの技術者として従事した実績を官公庁発注の以下の業務
(ア)官公庁発注の道路空間の再配分の実績
(イ)官公庁発注の社会実験計画策定の実績

ウ 受注者と直接雇用関係を有していること。

＜照査技術者＞

本業務では照査技術者を配置することとし、照査技術者は、次の各号にあげる事項にいずれも該当すること。

ア 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当していること。

- (ア)技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「道路」、または「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
(イ)技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目：「道路」、または「建設―都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
(ウ)国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。
(エ)RCCM（「道路部門」、または「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けている者。

- イ 平成26年度以降に元請けの技術者として従事した実績を官公庁発注の以下の業務
(ア)官公庁発注の道路空間の再配分の実績
(イ)官公庁発注の社会実験計画策定の実績

ウ 受注者と直接雇用関係を有していること。

＜担当技術者＞

本業務では担当技術者1，担当技術者2を配置することとし、実績については以下の条件(ア.イ.)を満たすこと。また受注者と直接雇用関係を有していること。

＜担当技術者1＞

ア. 官公庁発注の道路空間の再配分の実績

＜担当技術者2＞

イ. 官公庁発注の社会実験計画策定の実績

4. 参加表明

1) 提出書類

参加希望の者は、掲示の日から令和7年3月4日（火）17時30分までに、大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）まで①～⑤を持参により提出すること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は⑥⑦も提出すること。

- ① 参加表明書（様式－1）
- ② 企業の業務実績書（様式－2）
- ③ 業務実施体制書（様式－3）

- ④ 配置予定技術者経歴書（様式－４）
- ⑤ 配置予定技術者実績書（様式－５）
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届（様式－６の１）
- ⑦ 業務委託特別共同企業体協定書（様式－６の２）

２）参加表明書等の作成方法

参加表明書及びその他必要書類は様式－１～６（Ａ４判）に示されたとおりとする。なお文字サイズは１０ポイント以上とする。

３）参加表明書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績	・ 記載する業務は平成 26 年度以降に完了した官公庁発注の道路空間の再配分の実績及び社会実験計画策定の実績 ・ 企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容が分かる成果品の一部または全部も添付すること。 ・ 記載様式は様式－２とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１枚以内に記載する。
業務実施体制	・ 各配置予定技術者の兼任は認めないものとする。 ・ 共同企業体により業務を実施する場合は、以下の事項に留意の上、業務分担について記載すること。備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 ① 各構成員は、実施する業務に応じて１名以上の担当技術者を配置すること。 ② 代表者が管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置すること。 ・ 記載様式は様式－３とする。
予定管理技術者の経歴等	・ 配置予定の各技術者について、経歴等を記載する。 ・ 規定業務の実績を１件以上記載する。なお、平成 26 年度以降に完了した官公庁発注の道路空間の再配分業務の技術者及び社会実験計画策定の技術者としての実績とする。 ・ 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・ 記載様式は様式－４とする。 ・ 各配置予定技術者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。

4) 参加表明書及びその他必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

① 提出方法

参加表明書等は、提出書類確認のため持参すること（郵送等は認めない）。

② 提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

③ 提出期限

令和7年3月4日（火）17 時 30 分まで

5) 参加表明書及びその他必要書類に関する質問の受付および回答

① 質問は、書面（書式自由、A 4 判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

TEL 06-6615-6664

e メールアドレス：la0083@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

掲示の日から～令和7年2月21日（金）17時30分（必着）

② 質問に対する回答は、令和7年2月28日（金）より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

6) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、参加表明書とともに提出される書類をもとに以下の基準で資格審査して行うものとする。

① 技術提案書の提出者の資格審査基準

資格審査基準については、別紙Aのとおりとする。

② 技術提案書提出者の選定結果の通知

技術提案書の提出者の選定結果は、令和7年3月中頃に書面にて参加者に通知する。

7) 非選定理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を含めない）以内に、書面（様式自由、A 4 版とする）にて非選定理由について説明を求めることが出来る。ただし説明請求は持参による。

① 受付場所 4. 4) に同じ

② 受付時間 9 時～17 時 30 分（ただし、12 時 15 分～13 時は除く）

5. 技術提案書

1) 技術提案書の作成

本市より技術提案書の提出を要請された者は、以下に示す事項に留意して書類を作

成の上、提出すること。

また、提案にあたっては、テーマに対する検討項目及び取組方法について提案するものであり、成果の一部または全ての提出を求めるものではない。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書は様式ー 7 ～10 (A 4 版)とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。
なお、提案書(様式ー 7 を除く)に社名、社印、ロゴマークなどを入れないものとする。また、本文中にも社名等が特定できる記述を含めないこと。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表	・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式ー 8 とする (A 4 判片面 1 枚)。
特定テーマに対する技術提案	・特定テーマに対する検討項目、取組方法を具体的に記載する。既存資料の他に、新たに調査等が必要である場合には、業務に必要な調査等として明記する。 ・記載にあたり、概念図、出典を明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。 ・記載様式は様式ー 9 とし、テーマ毎に A 4 判片面 4 枚以内に記載する。 ・技術提案書作成にあたり、他の者の協力または学識経験者等の助言を受けることはできるが、技術提案書にその旨を記載する。
その他	・提出要請書に対する意見、特記仕様書等示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。 ・記載様式は様式ー10 とし、A 4 判片面 1 枚以内に記載する。
見積書	・必要な経費を算出し、本業務に係る見積書を提出する。 ・見積書が、業務規模の上限額を上回っている場合には特定しない。 ・記載様式は特に定めないが、A 4 判 1 枚に内訳が分かるものを記載する。

4) 業務規模

業務規模の上限を19,992万円（消費税込み）とする。

5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

7) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

- ① 提出方法：2部（正1部及び写し1部）を持参（郵送等は認めない）。
- ② 提出場所：4. 4) に同じ
- ③ 提出期限：令和7年4月8日（火）17時30分 必着

8) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、評価基準は別紙Bのとおりとする。また、参加表明時に提出した書式と様式ー7～10を併せて審査を行う。

9) ヒアリング

技術提案書提出後、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

- ① ヒアリングを実施する場合は、場所、時間、留意事項等を別途通知する。
- ② ヒアリング時の追加資料は受理しない。

10) 技術提案書に関する質問の受付および回答

- ① 質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

(ア) 質問の受付先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

電話 06-6615-6664

e メールアドレス：la0083@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

(イ) 質問の受付期間

令和7年3月31日（月）17時30分（必着）

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く 17時30分まで

- ② 質問に対する回答は、令和7年4月7日（月）より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

11) 技術提案書の特定について

- ① 提出された技術提案書の中から、9) により最も優れた技術提案書を特定すること

としているが、技術提案書のうち提案内容に関する評価点（実施方法、実施フロー、工程表、その他、及び特定テーマに関する評価点合計）の得点率が 50%未満の場合で、当該業務の内容に適合した履行がなされない恐れがあると本市が判断した場合は、技術提案書の特定は行わない。

- ② 技術提案書の特定及び非特定の結果は、書面にて令和 7 年 5 月上旬頃に参加者に通知する。
- ③ 技術提案書を特定された者との契約は、通知後、速やかに行うこととする。

12) 非特定理由に関する事項

- ① 提出した技術提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。
- ② 上記 ①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により非特定理由について説明を求めることができる。ただし、説明請求は、書面のみで受け付けるものとする。
- ③ 上記 ②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（休日を含まない。）に書面により行う。
- ④ 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - I. 受付場所：4. 4) の提出場所と同じ
 - II. 受付日時：9 時～17 時 30 分（ただし、12 時 15 分～13 時は除く）

6. その他の留意事項

- 1) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 2) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された参加表明書または技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 3) 参加者のうち、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項に規定する者に該当することとなった場合、または大阪市の契約に係る入札参加停止を受けた場合は、提出された技術提案書を無効とする。
- 4) 参加表明書及び技術提案書について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる場合でも失格とする。
ただし、提出された資料の内容確認のために、補足資料の提出を求める場合がある。
- 5) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は返却しない。ただし、本市は提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
技術提案は、その提案内容が一般的に使用されているものである場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- 6) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書については、公開請求の対象としない。
- 7) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。
また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- 9) 技術提案説明書配布後、本プロポーザルに関する事項について、受託者選定手続きについて意見聴取を行う学識経験者を有する委員会の委員と直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはならない。
- 10) 技術提案書特定の通知後、契約締結までに技術提案書を提出した者が、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 11) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- 12) 参加表明書提出後および契約締結後の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で10億円、件数で 10 件未満となるようにすることとし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を以下の a) ～ c) までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続させる場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。
 - a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - c) 手持ち業務量が当該業務の技術提案説明書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- 13) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式－11）を提出すること。

- 14) 契約締結後、技術提案書に記載した内容については、原則履行しなければならない。ただし、監督職員から別途指示がある場合は除く。
- 15) 本プロポーザルに係る契約の締結については、令和7年度大阪市予算成立を条件とする。予算が成立せずに契約締結を行わない場合に、実施事業予定者において損害が生じて、その損害について、本市は一切負担しない。

資格審査基準

(大阪市自転車通行環境整備計画の改定に伴う道路空間再配分検討等業務委託)
参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点			審査基準	備考
参加表明者の経験と能力	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号)に基づく「道路部門」の登録を受け、令和 5・6・7 年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする)	
	専門技術力	成果の確実性	過去 10 年間の業務実績の内容	平成 26 年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けとして業務実績(※)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務1、2」を有していること) なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 官公庁発注の道路空間の再配分の実績 2. 官公庁発注の社会実験計画策定の実績	様式-2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	本業務は、次の「ア～エ」のいずれかに該当していること。また、直接雇用関係を有していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「道路」、または「都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「道路」、または「建設－都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(「道路部門」、または「建設－都市及び地方計画」)の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	平成 26 年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方又は「規定業務1」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 官公庁発注の道路空間の再配分の実績 2. 官公庁発注の社会実験計画策定の実績	様式-5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	令和 7 年 4 月以降の全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち 500 万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が 10 件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する

配置予定技術者の経験及び能力	照査技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	本業務は、次の「ア～エ」のいずれかに該当していること。また、直接雇用関係を有していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「道路」、または「都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「道路」、または「建設－都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(「道路部門」、または「建設－都市及び地方計画」)の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成26年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方又は「規定業務1」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 官公庁発注の道路空間の再配分の実績 2. 官公庁発注の社会実験計画策定の実績	様式-5を審査する
	担当技術者1	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成26年度以降に、次に示す「規定業務1」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員に所属する技術者とする) 【規定業務】 1. 官公庁発注の道路空間の再配分の実績	様式-5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	令和7年4月以降の全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
	担当技術者2	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成26年度以降に、次に示す「規定業務2」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員に所属する技術者とする) 【規定業務】 2. 官公庁発注の社会実験計画策定の実績	様式-5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	令和7年4月以降の全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
業務実施体制	その他留意事項		担当技術者の人数は、各々少なくとも1人以上配置することを想定しているものであり、2人以上の技術者の配置を妨げるものではない。		
	業務実施体制の妥当性		下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 (主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。) ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。		様式-3を審査する

※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

技術提案書評価基準

(大阪市自転車通行環境整備計画の改定に伴う道路空間再配分検討等業務委託)

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(1) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑰の項目毎にA、A'、B、B'、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して150点満点(小数点第2位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

〈計算方法〉

A の場合は、配点×5/5点

B の場合は、配点×3/5点

A'の場合は、配点×4/5点

B'の場合は、配点×2/5点

C の場合は、0点

テーマ1 特定	内容	道路空間の再配分は、各路線(業務内容に記載の対象箇所(約12km))の状況に応じて、既設の道路幅員の中で車道、歩道、植樹帯、路上施設などに加え、さらに自転車通行空間を配置するため、それぞれの幅員を総合的に判断する必要がある。 そこで、これらの要素を踏まえた上で、道路空間の再配分を行う際の手順と留意点について述べること。
テーマ2 特定	内容	国ガイドラインにおいて、“自転車道”は一方通行を基本とされているが、本市では中央大通(九条2交差点周辺)のような広幅員の道路は、双方向通行自転車道を検討している。 広幅員道路における双方向通行自転車道には、いくつかの課題がある。そういった課題の対策について社会実験を通じて有効性の確認することを予定している。 そこで、双方向通行自転車道の課題を挙げて、それを解決するための検討プロセス(社会実験計画策定を含む)について述べること。

評価シート						評価例						
評価項目		評価の着眼点	配点			評価	評価 の 換算 計算	評価点			備考	
			項目 別	複数 時 配分	項目 別 配分			項目 別 配分	複数時 配分	項目別		
配置予定技術者の 経験及び能力	管理 技術者	過去 10 年間の規定業務の実績	25	10	5	A	$5 \times \frac{5}{5}$	5.0	8.0	22.0	①	
		専任性(他業務との兼任状況)			5	B	$5 \times \frac{3}{5}$	3.0			②	
	照査 技術者	過去 10 年間の規定業務の実績		5	5	A	$5 \times \frac{5}{5}$	5.0	5.0		③	
	担当 技術者1	専任性(他業務との兼任状況)		5	5	A'	$5 \times \frac{4}{5}$	4.0	4.0		④	
	担当 技術者 2	専任性(他業務との兼任状況)		5	5	A	$5 \times \frac{5}{5}$	5.0	5.0		⑤	
実施方針・実施フロ ー・工程表・その他	業務の 理解度	目的、条件、内容の理解	25	5	5	A	$5 \times \frac{5}{5}$	5.0	5.0	21.0	⑥	
	業務 実施手順 (フロー・ 工程表)	実施手順の妥当性		15	5	B	$5 \times \frac{3}{5}$	3.0	13.0		⑦	
		業務量把握、人員配置の妥当性			10	A	$10 \times \frac{5}{5}$	10.0			⑧	
	その他	重要事項の指摘		5	5	B	$5 \times \frac{3}{5}$	3.0	3.0		⑨	
特定テーマに 対する技術提案	特定 テーマ 1	的確性	50	25	5	A	$5 \times \frac{5}{5}$	5.0	20.0	43.0	⑩	
					キーワードの網羅	5	B'	$5 \times \frac{2}{5}$			2.0	⑪
		実現性			説得力、提案内容の裏付けがあるか	10	A	$10 \times \frac{5}{5}$			10.0	⑫
					独創性	高度で独創的な提案があるか	5	B			$5 \times \frac{3}{5}$	3.0
	特定 テーマ 2	的確性		課題の理解度	25	5	A	$5 \times \frac{5}{5}$	5.0		23.0	⑭
				キーワードの網羅		5	A	$5 \times \frac{5}{5}$	5.0			⑮
		実現性		説得力、提案内容の裏付けがあるか		10	A	$10 \times \frac{5}{5}$	10.0			⑯
				独創性		高度で独創的な提案があるか	5	B	$5 \times \frac{3}{5}$			3.0
合計(100 点満点)			100.0			86.0						

(2) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目			評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	管理技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	管理技術者が規定業務1のみの実績を有している	—	—	①
		専任性	他業務との兼任状況	令和 7 年 4 月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 2.5 億円未満かつ件数が 5 件未満	令和 7 年 4 月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円未満かつ件数が 8 件未満	令和 7 年 4 月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満	—	令和 7 年 4 月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 10 億円未満かつ件数が 10 件未満	②
	照査技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	照査技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	照査技術者が規定業務1のみの実績を有している	—	—	③
	担当技術者 1	専任性	他業務との兼任状況	令和 7 年 4 月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 2.5 億円未満かつ件数が 5 件未満	令和 7 年 4 月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円未満かつ件数が 8 件未満	令和 7 年 4 月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満	—	令和 7 年 4 月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 10 億円未満かつ件数が 10 件未満	④
	担当技術者 2	専任性	他業務との兼任状況	令和 7 年 4 月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 2.5 億円未満かつ件数が 5 件未満	令和 7 年 4 月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円未満かつ件数が 8 件未満	令和 7 年 4 月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満	—	令和 7 年 4 月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 10 億円未満かつ件数が 10 件未満	⑤

(3) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容の理解が特に優れている。	—	目的、条件、内容の理解が十分である。	—	目的、条件、内容の理解が十分とは言えない。	⑥
	業務実施手順（フロー・工程表）	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、特に実効性がある。	業務の実施手順が妥当であり、実効性がある。	業務の実施手順が概ね妥当である。	—	業務の実施手順が十分とは言えない。	⑦
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量の把握が優れており、業務項目ごとに必要な人員及び体制となっている。	—	業務量の把握、人員及び体制が概ね妥当である。	—	業務量の把握、人員及び体制が、十分とは言えない。	⑧
	その他	重要事項の指摘	要請時点で示し落とした重要事項の指摘があり、対応策が提案されている	—	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がある	—	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がない	⑨
特定テーマ1に対する技術提案	的確性	課題の理解度	留意点(課題)とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	—	留意点(課題)が概ね示されており、理解が十分である。	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑩
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが 80%以上 100%未満、記載されている。	必要なキーワードが 60%以上 80%未満、記載されている。	必要なキーワードが 40%以上 60%未満、記載されている。	必要なキーワードが 40%未満であり十分とは言えない。	⑪
	実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容であり、留意点に対する対応方法の提案がある。	検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容である。	概ね検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されている。	—	内容が論理的かつ具体的に示されておらず、提案としては十分とは言えない。	⑫
	独創性	高度で独創的な提案があるか	留意点についての対応方法として工夫された提案が 3 つ以上ある。	留意点についての対応方法として工夫された提案が 2 つ以上ある。	留意点についての対応方法として工夫された提案がある。	—	汎用的な検討であり、工夫が見られない。	⑬
特定テーマ2に対する技術提案	的確性	課題の理解度	課題とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	—	課題が概ね示されており、理解が十分である。	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑭
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが 80%以上 100%未満、記載されている。	必要なキーワードが 60%以上 80%未満、記載されている。	必要なキーワードが 40%以上 60%未満、記載されている。	必要なキーワードが 40%未満であり十分とは言えない。	⑮
	実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	社会実験計画策定の検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容であり、課題に対する対応方法の提案がある。	社会実験計画策定の検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容である。	概ね社会実験計画策定の検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されている。	—	内容が論理的かつ具体的に示されておらず、提案としては十分とは言えない。	⑯
	独創性	高度で独創的な提案があるか	課題解決に寄与する工夫された提案が 1 つ以上ある。	—	—	—	汎用的な検討であり、工夫が見られない。	⑰

参加表明に必要な提出書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	参加表明書（様式－１）	○	
2	企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績書（様式－２）	○	
3	業務実施体制書（様式－３）	○	
4	予定技術者経歴書（様式－４）	○	
5	予定技術者の過去 10 年間の規定業務実績書（様式－５）	○	
6－１	設計業務特別共同企業体結成届（様式－６の１）		
6－２	設計業務特別共同企業体協定書（様式－６の２）		
7	企業の部門登録、業務実績および配置予定技術者の資格、業務実績を証明できる書類	○	

技術提案書提出に必要な書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	技術提案書（鏡）（様式－７）	○	
2	業務実施計画書（様式－８）	○	
3	特定テーマに対する技術提案書（様式－９）	○	
4	その他（様式－１０）		
5	見積書	○	